



精神障害者保健福祉手帳の旅客割引制度を開始します

令和7年4月1日からJRグループにおいて、精神障害保健福祉手帳をお持ちの方に料金割引が導入されます。

割引を受けるためには、手帳に旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額の区分(減額区分)が記載されている手帳が必要となりますので、減額区分の記載がない手帳をお持ちの方は、市役所社会福祉課または各支所に申し出てください。

※手帳に写真が貼付されていない場合は、写真を貼った手帳の再発行が必要です。再発行の手続きには時間を要しますので、ご利用の2か月前までに申請してください。

申請窓口 市役所社会福祉課、各支所

※精神障害保険福祉手帳は、有効期限の末日の3か月前になりましたら、更新の申請をしてください。

旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額の区分	精神障害者 保健福祉手帳の等級
第一種	1級
第二種	2級および3級

問 社会福祉課 社会福祉G ☎ 52-1111 内線135



JR水郡線昼間集中工事に伴い一部の列車が運休します

JR水郡線の上菅谷駅～常陸太田駅間ににおいて、線路設備の強化促進等のため、昼間集中工事を実施します。工事実施に伴い、一部列車が運休または時刻変更となりますのでご注意ください。

工事実施日	12月10日(火)・11日(水)・12日(木)、 令和7年1月21日(火)・22日(水)・ 23日(木)、2月4日(火)・5日(水)・6日(木)
工事時間	10:30～14:30

○運休となる列車

下り列車	上菅谷駅11:35発 常陸太田駅11:50着
	上菅谷駅12:35発 常陸太田駅12:49着
上り列車	常陸太田駅12:00発 上菅谷駅12:14着
	常陸太田駅13:11発 上菅谷駅13:25着

○時刻変更となる列車【下り列車】

上菅谷駅 13:35発⇒14:52発	常陸太田駅 13:49着⇒15:07着
-----------------------	------------------------

※運休に伴うバス等による代行運転は行いません。詳しくは、JR時刻表またはJR東日本ホームページをご覧ください。

問 東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社
☎ 029-227-5884

土地や建物の利用状況が変わる時は届出が必要です

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準として課税されます。

土地や建物の利用状況に変更があった場合は、不動産登記法により法務局での手続きが必要となります。変更登記や不動産登記がされていない場合は、必ず市役所へご連絡ください。

土地の利用状況が変更になったとき	建物を取り壊したとき
利用状況を変更した場合は、市役所へ必ず連絡をお願いします。 (例)・住宅を解体して駐車場などにした ・山林を伐採して太陽光発電設備を設置したなど	「建物滅失届」を市役所へ提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されてしまうことがあります。また、登記されている場合は、法務局で滅失の手続きをしてください。
建物を新築・増築したとき	未登記建物の所有者に変更があったとき
家屋調査がお済みでない方は、お早めに税務徴収課資産税Gまでご連絡ください。 ※住宅・物置・車庫・店舗・作業所等、面積の大小に 関わらずすべての建物	相続、売買などにより未登記建物の所有者を変更した場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を市役所へ提出してください。なお、相続や売買による変更是、相続関係が分かる書類の写し、売買契約書の写し等を添付してください。

提出期限	12月27日(金)
提出先	税務徴収課または各支所

問 税務徴収課 資産税 G ☎ 52-1111 内線235

※提出書類は窓口に置いてあります。
また、市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



▲固定資産税
詳細